



# 3月の相談

## 教育相談

**【いなみっ子悩み相談】**  
**▶とき** 月～金曜日 8:30～17:15  
**▶担当** 教育課指導主事  
**▶内容** いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など  
**▶方法** 面談、電話  
**▶問合先** 教育課教育係 ☎492-9149

## 青少年の教育相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～16:30  
**▶ところ** 安全安心まちづくり室(役場本館2階)  
**▶内容** 青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など(家庭内暴力・薬物乱用など)高校生も相談できます。  
**▶方法** 面談、電話 ☎0120-96-9695

## 障がい者なんでも相談

**▶とき** 精神障がい・こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00  
 知的障がい・発達障がいに関する相談 金曜日 10:00～12:00  
**▶対象** ①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人  
 ②障がい者の家族または介護者等  
 ③障がいや福祉について相談を希望する人  
**▶内容** 専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言(要予約)  
**▶問合先** 稲美町障がい者基幹相談支援センター ☎492-9167 (障がい者なんでも相談専用)

## 身体障がい者の相談

**▶とき** 3月18日(金)10:00～12:00  
**▶ところ** 総合福祉会館  
**▶対象** 障害者手帳を持っている人や、病気・事故などで生活に支障が出て困っている人  
**▶問合先** 稲美町障がい者基幹相談支援センター ☎492-5577

## 高齢者総合相談

**▶とき** 月～金曜日 8:30～17:15  
**▶ところ** 地域包括支援センター(いきがい創造センター1階)  
**▶問合先** 健康福祉課地域包括係(地域包括支援センター) ☎492-9150

## 若者の就労相談

**▶対象** 15歳から49歳までの就労を希望される人、その保護者  
**▶とき** 月～土曜日(祝日は除く) 9:00～17:00  
**▶ところ** あかし若者サポートステーション ☎078-915-0677  
 サテライト播磨(加古川) ☎079-423-2355

## 母子家庭等相談

**▶とき** 3月18日(金)10:00～15:00  
**▶ところ** こども課児童福祉係  
**▶相談員** 兵庫県母子父子自立支援員  
**▶内容** 母子家庭等の人を抱える悩みや離婚に関する相談に応じます(前日までに要予約)。  
**▶問合先** こども課児童福祉係 ☎492-9155

## 法律相談

**▶とき** 3月24日(木)13:30～  
**▶ところ** コミュニティセンター  
**▶内容** 弁護士による法律全般  
**▶申込み** 相談日の前日8:30から先着9人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません(相談時間は1人20分)。  
**▶問合先** 企画課 ☎492-9130  
 ※受付開始後すぐは、電話がつながりにくい場合があります。

## 行政相談

**▶とき** 3月24日(木)13:30～15:00  
**▶ところ** コミュニティセンター  
**▶内容** 国・県・町などへの苦情や意見・要望など  
**▶方法** 面談 直接会場へ  
**▶問合先** 企画課 ☎492-9130

## 消費生活相談員による相談

**▶とき** 月曜日(祝日のときは火曜日)、水曜日、金曜日(9:00～12:00、13:00～16:00)  
**▶内容** 消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談  
**▶方法** 面談、電話  
**▶問合先** 稲美町消費生活センター ☎492-9151



## 人権相談

**▶とき** 3月15日(火) 13:30～15:30  
**▶ところ** 総合福祉会館  
**▶内容** 人権擁護委員による相談  
**▶問合先** 西部隣保館 ☎492-3119

## 神戸地方法務局加古川支局人権相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～17:00(12:00～13:00は除く)  
**▶ところ** 神戸地方法務局加古川支局人権相談室 ☎0570-003-110

## 暮らしの法律相談

**▶とき・ところ**  
**司法書士相談**  
 原則第1木曜日 総合福祉会館  
 原則第3木曜日 母里福祉会館  
 それぞれ13:30～15:00(予約不要、最終受付時間は14:30です)  
**弁護士相談**  
 原則第2木曜日  
 障害者ふれあいセンター  
 13:00～15:00(要予約、先着4人)  
**▶問合先** 稲美町社会福祉協議会 ☎492-8668

## 認知症相談・介護相談

**▶とき** 月～金曜日 9:00～17:00(要予約)  
**▶方法** 面談、電話、訪問  
**▶問合先** 稲美町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所こぶし ☎492-8779

## 税理士による無料税務相談

**▶とき** 3月22日、29日  
 いずれも火曜日 13:30～16:30  
 ※予約が必要です  
**▶ところ** 加古川税理士会館  
**▶問合先** 近畿税理士会加古川支部 ☎421-1144

## 兵庫県弁護士会による高齢者・障がい者の権利擁護なんでも110番

**▶とき** 3月15日(火)13:00～16:00  
**▶内容** 弁護士・社会福祉士などによる無料相談  
**▶方法** 電話、FAX ☎078-362-0074 FAX 078-362-0084

# 今月の納税など

■国民健康保険税 第9期分 3月31日(木)まで  
 ■後期高齢者医療保険料 第9期分 3月31日(木)まで

# 振り込みます

今月の振り込みはありません。



# 3月の粗大ごみ・長尺可燃ごみ収集

3月3日(木)	稲美野荘園・昭和苑
3月10日(木)	中村・向山・中一色・西和田・西山
3月17日(木)	和田・幸竹・森安・東山
4月7日(木)	五軒屋・池の内・北新田・上新田・千和池・上新田高層住宅

## 生活環境課からのお願い

- ◎ごみを出すのは8時までに ※可燃ごみは、ごみ袋に入れて出してください。ダンボール箱では出せません。
- ◎生ごみは十分に水切りをしてください。

# 交通事故の状況 (12月末日現在)

加古川警察署管内		±は前年比	
人身事故	傷者	死者	物損事故
1,250件	1,434人	5人	8,061件
+70件	+85人	±0人	+300件

  

市町別内訳		±は前年比				
区分	人身事故(件)	傷者(人)	死者(人)			
稲美町	137	+26	162	+28	3	+3
播磨町	100	-17	115	-12	0	±0
加古川市	1,013	+61	1,157	+69	2	-3

# 12月の町内犯罪発生件数 13件(前月比+4)

※月末の暫定値です

器物損壊	2	その他	11
------	---	-----	----

令和3年 犯罪累計 128件

# 3月の日曜窓口サービス

**開設日時** 毎週日曜日 9:00～12:00  
**開設場所** 役場新館1階 住民課窓口

## 取扱業務

**住民課業務**  
 ・住民票・戸籍・附票謄抄本(現在戸籍のみ)等の発行  
 ・印鑑登録申請・証明書発行  
**税務課業務**  
 ・所得課税・納税等証明書の発行  
 ・各種町税の納付・納税相談  
 ※日曜窓口では上記の業務以外は対応できませんので、不明な点は事前に担当課までお問い合わせください。  
 ※本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。  
**【日曜窓口に関する問合先(平日)】**  
 住民課 ☎492-9134 税務課 ☎492-9132

# BAN-BAN テレビ11ch

東播磨のニュースや行政情報をお届けする5分番組です。



## 3月の「東播フォーカス」

- 3月1日～3月15日 「#いなみびより」で稲美町の写真を投稿しよう!(稲美町)
- 3月16日～3月31日 福祉会館の紹介(播磨町)

※タイトルは変更になる場合があります。

**放送時間** 月～金 10:25/22:25  
 土・日 6:25/22:25

# 犬・猫の死体を引き取ります

1月末で稲美町清掃センターは閉鎖しましたが、犬・猫の死体の引き取りは3月末まで引き続き清掃センターで引き取ります。4月以降は、役場生活環境課で引き取ります。詳しくは、今月号の広報と同時に配布しているチラシをご覧ください。

**▶ところ** 稲美町清掃センター ☎495-0035

**▶とき** 9:00～15:00 (12:00～13:00を除く・日曜日は休み)  
**▶料金** 1体当たり 5,000円

- ・大型犬は引き取りできない場合があります。
- ・登録された犬の死体の引き取りは、鑑札・注射済票をお持ちになって、登録抹消の手続きをしてください。
- ・その場で納付書を発行しますので、町の公金取扱店で納付してください。
- ・受付は14:30までに完了するようにしてください。

**問合先** 生活環境課 環境係 ☎492-9140

# 3月は「自殺対策強化月間」です

大切な人にこころを開いてもらうためにできること、それは特別なことではありません。自殺予防には、家族や身近な人の変化に「気づき」、声をかけ「傾聴」し、早めに専門家に「つなぎ」、じっくりと「見守る」ことが大切です。身近な人の変化に気づき、みんなでいのちを支え合っていきましょう。